

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋実揚町会代替地埋蔵文化財発掘本調査業務委託 （分析整理業務）	No.5200518
工（納）期	令和 7 年 9 月 3 0 日	
契約締結日	令和 7 年 5 月 2 6 日	
契約金額	2, 1 8 9, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	トキオ文化財株式会社 (法人番号：1012401032545)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	町屋実揚町会代替地埋蔵文化財発掘本調査業務委託(分析整理業務)
指名業者 (案)	名 称 トキオ文化財株式会社 所在地 東京都多摩市関戸5-1-14 代表者 代表取締役 谷本 喬
特命理由	本件は、令和6年度に実施した「町屋実揚町会代替地埋蔵文化財」現場調査において発掘された、遺物、遺構、人骨について、クリーニング及び分析、保存処理、整理を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の上承を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 令和6年度に実施した本件調査箇所における試掘調査や発掘本業務を受注していることから、本件調査についても委託することにより、同一業者の発掘と調査になり、文化庁が定める原則に合致する。 さらに、発掘位置や発掘時の状況・状態について詳細を把握しているため、指導に対して正確に応えることができる。 ② 上記業者は、今回の包蔵地である町屋四丁目実揚遺跡で過去実施した本調査のほぼ全てを実施しており、現場周辺の遺跡の状況について熟知している。 また、主管課において、昨年度の履行評価を行ったところ、履行状況は良好であり、実績も多数有するため、確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)